

**一般社団法人山口県社会福祉士会**  
**第31回定時社員総会**

**議案資料集**



期　日　　2025年3月29日（土）  
場　所　　山口県健康づくりセンター 第一研修室

# 一般社団法人山口県社会福祉士会 第31回定時社員総会

## 議案資料集目次・日程

## ■ 目次

I 議案

第1号議案	2025年度事業計画	・・・・・・・・・・・・・	P 1
第2号議案	2025年度収支予算	・・・・・・・・・・・	P 21
<b>II 報告</b>			
第1号報告	諸規程類の改正	・・・・・・・・・・・	P 25

目 程

13 : 00 ~ 14 : 30

## 『定期社員総会』

15 : 00 ~ 16 : 30

## 『能登半島地震活動報告会』

## 第1部 説明 「山口県D W A T 派遣の流れについて」

説明) 山口県社会福祉協議会 災害福祉支援センター

## 第2部 活動報告「D W A T の活動について」

報告者) 大西勇裕 (山口県災害派遣福祉チーム員)

### 第3部 活動報告「被災者見守り・相談支援について」

報告者) 坂井芳浩 (社会福祉士)

一般社団法人山口県社会福祉士会

第31回定時社員総会

第1号議案  
2025年度事業計画

## 2025年度 一般社団法人 山口県社会福祉士会

### 事業計画

( **新** : 本年度からの新事業 )

#### 1 基本方針

社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5か年目標 2020-2024）の成果と課題を踏まえ、新たに事業運営体制を再検討するとともに、第二期中期計画（5か年目標 2025-2029）を策定しました。

第二期中期計画の初年度は、第一期中期計画から取り組んでいる「地域活動部の活性化」を継続的かつ強化して取り組み、新たな事業運営体制のもと組織基盤の整備・強化を図ってまいります。

#### 2 事業方針

基本方針にもとづき、次の事業方針を挙げる。

##### (1) 組織基盤の整備・強化

ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担える組織基盤の整備・強化を図るため、強い組織化、会員支援の整備・強化、事務局体制の強化を行う。

###### 1) 強い組織化

- ① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業を推進するため、中期目標の実現に向け、第一期中期計画の実施状況を評価しながら、重点目標を掲げる。
- ② 新入会員の拡大を図る。
- ③ 会員参加型の法人運営の推進を目指すため、会活動へのマンパワーの拡大を進める。
- ④ 財政の健全化と強化を目指すため、財源と事業の均衡状態を確立するとともに、新たな収入を確保する。
- ⑤ ブロック活動を活性化させて、普及・啓発・入会促進や参加率の向上に向けた取り組みを行う。

###### 2) 事務局体制の強化

- ⑥ 業務運営の安定化と効率化が図れるよう、事務局体制を強化する。

##### (2) 次世代・後継者育成の強化

社会福祉士として、次世代を担うこどもたち、資格取得を目指す方、そして、後継者の育成を図る。

- ① 社会福祉士を目指すこどもたちを増やすため、こどもへの働きかけを推進する。
- ② 社会福祉士資格取得を目指す学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。また、養成施設との連携強化を図る。
- ③ 権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、社会福祉士国家試験の合格に資することができるよう、全国統一模擬試験の機会を提供する。

##### (3) 権利擁護及び地域福祉の増進

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進を図るため、地域支援部の強化・拡充、権利擁護推進部の強化を行う。

###### 1) 地域支援部の強化・充実

- ① こども家庭支援に関する事業の促進を図るため、スクールソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ② 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進を図るため、司法

- ソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ③ 災害支援事業の推進を図るため、本会災害支援協力員の拡大、山口県DWAT（災害派遣福祉チーム）への協力、日本社会福祉士会との連携した災害支援の協力を行うため、災害支援委員会を設置する。新

## 2) 権利擁護推進部の強化

- ④ 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進を図るため、権利擁護センターはあとなあ山口委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ⑤ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、障害者権利擁護センター運営事業を充実させる。
- ⑥ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、高齢者虐待対応関係者研修を充実させる。また、専門職派遣事業の推進を図る。
- ⑦ こどもの権利擁護体制を充実させるため、一時保護所・児童相談所・児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践するため、こどもの権利擁護事業の推進を図る。

## (4) 専門性の向上（人材育成部の強化）

社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるため、キャリアアップ体制の強化、専門的・実践能力の向上、認定社会福祉士制度の普及・認定社会福祉士取得の推進を行う。

- ① 社会福祉士後進育成のため、実習指導者の養成と実習現場の支援の推進を行うため、キャリア教育推進委員会の活動を充実させる。
- ② 認定社会福祉士の資格取得支援の推進を図るため、スーパービジョン委員会の活動を充実させる。
- ③ 生涯研修センター委員会を設置して、生涯研修制度の周知及び基礎研修の質の担保や専門的・実践力の向上に向けた取り組みの推進を図る。新

## (5) 発信力の強化

本会の事業の取り組みや社会福祉士の専門性などの情報発信の強化を図り、社会的認知の向上を図る。

### 1) 情報発信の強化

- ① 既存の情報発信媒体を活用して、会の役割・責任・魅力発信の強化を図る。

### 2) 社会的認知度の向上

- ② 社会福祉士の役割と機能を浸透させるため、社会福祉士の講師紹介などの事業を推進する。

## (6) ネットワークの構築・強化

会員相互の交流促進、そして、行政や県内外のソーシャルワーク関連団体及び関連団体以外との連携を進め、ネットワークの構築を図る。

### 1) 行政との連携

- ① 行政との連携強化を図るため、地域における活動基盤の強化・拡大に取組む。

### 2) 県内外のソーシャルワーカー関係団体との連携

- ② 山口県ソーシャルワーカー連絡協議会の連携強化を図るため、年2回協議会へ参画するとともに、SWDの協働開催やソーシャルアクションの推進を行う。

- ③ 日本社会福祉士会との連携強化を図り、広く社会福祉の向上に貢献する。

- ④ 都道府県社会福祉士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

### 3) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

- ⑤ 分野別団体との連携促進を図るため、研修などの後援申請の増進や連絡会等へ

の参画推進を行う。

### 3 事業

事業遂行は、オンデマンド形式・オンライン形式・収集形式・ハイフレックス形式など、内容の目的や効果に応じて方法を選択しながら実施する。

#### (1) 役員会等の開催

事業方針にもとづき、役員会等並びに各部及び委員会等は次の事業を行う。

- ① 定時社員総会 年2回
- ② 通常理事会 年4回
- ③ 業務執行理事会 年4回
- ④ 部合同会議 年4回
- ⑤ 監査 年1回
- ⑥ 各部・各委員会・各ブロック会議 隨時

#### (2) 全部共通事業

事業方針にもとづき、各部は共通事業として、次の事業を行う。

- ① 会の役割・責任・魅力発信の強化  
会報やSNSなどを活用して、会活動の魅力や社会福祉士の存在感を発信する。
- ② 養成施設への働きかけ・連携の強化  
社会福祉士養成校の学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力の発信およびソーシャルワーク実践事例を発信する。
- ③ こどもへの働きかけを推進  
社会福祉士を目指すこどもたちを増やす取り組みを行う。

#### (3) 権利擁護推進部

事業方針にもとづき、権利擁護推進部は次の事業を行う。

所属委員会（障害者権利擁護センター委員会、こども権利擁護推進委員会、高齢者権利擁護推進委員会、権利擁護センターぱあとなあ山口委員会）

#### ■委員会名：障害者権利擁護センター委員会

- 委員長：磯地美香
- 副委員長：石津育幸
- 委員：岡本英樹、伊藤孝司、平岡龍一郎、原田和夫、荒川奈津枝、石川智子、森尾憲嗣、橘康彦、末田真由美

#### 【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発生後に適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を行う。

#### 【基本方針】

- 障害者虐待防止法の周知啓発を図る。
- 障害者虐待防止について、研修会、派遣活動等を通じて適切な支援を行う。

#### 【重点目標】

障害者虐待防止法の一層の周知啓発を図るとともに、障害者虐待の未然防止に向けた取り組みを図る。

#### 【活動内容】

##### 1 委託事業の運営

山口県より、障害者権利擁護センター運営事業を受託（予定）し、次の事業を展開する。

- (1) 山口県障害者権利擁護センター相談窓口の設置

社会福祉士 1 名を配置し、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介

(2) 支援専門職チームの派遣

障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他援助

(3) 虐待事例の分析・市町の事例検討会への専門的助言

障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析及び提供並びに市町の事例検討会への専門的助言

(4) 障害者虐待防止・権利擁護研修の開催

(5) 関係機関等に対する普及啓発及び研修

(6) 障害者差別解消法の相談窓口の設置

2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

4 委員会の開催

上記の事業の遂行にあたり年6回委員会議を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：こども権利擁護推進委員会

○委員長：梅木幹司

○副委員長：讚井康一、橋本達哉

○委員：森永真里子、橋本嘉美

【委員会設置目的】

こどもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）し、こどもの権利擁護体制を充実させるため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、県の実情に合わせた、児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践する。

【活動内容】

1 委託事業の運営

山口県より、こどもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

(1) 意見表明支援員の配置及び管理

(2) 訪問型アドボカシーサービスの仕組みづくり

(3) 意見表明支援員の養成研修

(4) アドボカシーの周知・啓発

(5) 訪問型アドボカシー相談

2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

4 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり、スーパーバイザーを迎え、年12回委員会及びアドボケイト定例会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：高齢者権利擁護推進委員会

○委員長：内藤誠

○委員：川口里美、宮下紀子、安光正之、山本まゆみ、木原伸

### 【委員会設置目的】

権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるよう、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターで従事する社会福祉士を支援する。

### 【基本方針】

- 地域包括支援センターにおいて対応に苦慮することが多い「高齢者虐待対応」についての研修会や情報交換をおこなう機会をつくることで、県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。
- 研修会を通じ、各圏域の地域包括支援センターが抱える課題について、圏域に所属する地域包括支援センター虐待対応者同士が身近な相談者となり、課題解決ができるようネットワーク形成を図る。

### 【重点目標】

県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

### 【活動内容】

#### 1 委託事業の運営

山口県より、高齢者権利擁護推進事業、地域包括ケア専門職派遣システム構築事業、住宅改修等点検に係る専門職派遣事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

##### （1）高齢者権利擁護推進事業

- ①相談調整窓口の設置
- ②権利擁護支援専門職チームの派遣、及び派遣効果や課題の検証
- ③高齢者虐待対応等の権利擁護に関する事例検討会及び業務についての悩みやストレスの解消につながる研修会や情報交換会の開催

##### （2）地域包括ケア専門職派遣システム構築事業

- ①相談調整窓口の設置
- ②地域包括支援センター等への専門職や学識経験者派遣

##### （3）住宅改修等点検に係る専門職派遣事業

- ①相談調整窓口の設置
- ②市町への専門職派遣

#### 2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

#### 3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

#### 4 委員会を年3回程度開催

上記の事業の遂行にあたり年3回程度委員会議を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

### ■委員会名：権利擁護センターばあとなあ山口委員会

○委員長：安光洋平

○副委員長：金江浩子、藤井哲治

○委員：小林大亮、河面英治、大野繁己、大野奈央子、深谷豊、越智尚史、池本恭子、西村陽子、田中英之、吉村直美

### 【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送る能够ないように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う。

### 【基本方針】

- 地域住民が抱える課題解決やニーズに応えるため、社会福祉士が身近な存在となるよう、社会福祉士の活動を広く地域住民に周知していく能够ないように努める。
- 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び対人援助技術等の向上を目指す。

- 各圏域の活動を活性化し、会員同士の顔が見える関係をつくることで、相互に協力し支え合う組織づくりを目指す。
- 弁護士会等他の職能団体や関係機関との協同、連携の強化に努める。

**【重点目標】**

専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組の向上を目指す。

**【活動内容】**

**1 権利擁護に関する相談事業**

- (1) 本会事務局に相談窓口の設置
- (2) 山口県弁護士会が実施している高齢者・障害者出張相談への会員派遣

**2 未成年後見人等・成年後見人等候補者の推薦に関する事業**

- (1) 未成年後見人等、成年後見人等の推薦
- (2) 未成年後見人等、成年後見人等受任者の支援
- (3) ばあとなあ名簿追記登録審査、ばあとなあ名簿登録審査
- (4) ばあとなあ活動報告チェック（年2回）
- (5) ばあとなあ活動報告チェックに関する検討 新  
→R7, 4～家裁の報告書式の改正により、ばあとなあ活動報告書のチェック項目と重複している項目が増える為、報告書提出の回数等を検討する。

- (6) 業務監査委員会の開催（年2回）

- (7) 本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置

**3 研修等に関する事業**

- (1) 成年後見人材育成研修への受講者の推薦
- (2) 名簿登録研修の開催（年1回）
- (3) 名簿登録更新研修の開催（年2回）
- (4) 圏域ごとに弁護士会との合同勉強会の開催
- (5) ばあとなあ山口全体会議で事例検討や勉強会の実施（年3回）

**4 啓発事業に関する事業**

- (1) 成年後見制度活用セミナーの開催（年1回）

**5 権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業**

- (1) 日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなとの連携
- (2) 山口県弁護士会との協議会の開催（年3回）
- (3) 山口家庭裁判所との連絡協議会への出席
- (4) 行政、関係機関などへの会員の派遣

**6 権利擁護推進部との協働・連携**

- (1) ばあとなあ山口の情報伝達手段を活用した情報提供や協力要請
- (2) 高齢者虐待対応支援専門職チームへの参画

**7 市民後見人養成研修支援業務の委託事業 新**

- (1) 市町がオンデマンド研修を行うことができる動画コンテンツの作成
- (2) 研修の計画立案、実施

**8 委員会・全体会議の開催（年4回）**

第1回目：2025年 4月26日（土）審議事項）2024年度事業報告、決算報告など

第2回目：2025年 8月 2日（土）

第3回目：2025年12月 6日（土）

第4回目：2026年 1月24日（土）審議事項）2026年度事業計画、収支予算など

**9 その他、権利擁護に関すること**

**(4) 地域支援部**

事業方針にもとづき、地域支援部は次の事業を行う。

所属委員会（スクールソーシャルワーク委員会、司法ソーシャルワーク委員会、災害支援委員会）

**■委員会名：スクールソーシャルワーク委員会**

- 委員長：道中朋子
- 副委員長：藤田和博
- 委員：岡崎裕美、田村真由美、山中翔平

**【委員会設置目的】**

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う。

**【基本方針】**

- 県のFRアドバイザーに登録される社会福祉士（SSW）の推薦をする。※令和3年度からは年度ごとに募集をせず、登録解除時のみ受け付ける。
- 県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に会員を推薦する。
- SSWの資質向上のための、①SSW研修会（いじめの内容を含める）、②SSW初任者等研修を県精神保健福祉士協会、他県社会福祉士会等と共同で開催する。また勉強会として③SSW未来塾を実施する。
- フードバンク山口及び株式会社アービングと連携して、貧困家庭への支援を展開する。
- スクールソーシャルワークの実践を通して、子どもやその家族へ最善の支援を行っていく。

**【重点目標】**

- 1 定期的な研修や勉強会の開催により、会員の資質向上に努める。
- 2 こども、保護者、学校、教育委員会など関係機関からのクレームに対して早期に対応し、不適切な支援についての指導とスキル向上のための支援を行い、関係の改善と信用の向上に努める。
- 3 フードバンク山口及び株式会社アービングと連携し、貧困家庭への支援の実績を積む。

**【活動内容】****1 研修**

現任者への研修の企画・運営

**2 苦情・要望の受付窓口****3 他団体との連携**

精神保健福祉士協会のSSW担当部局との連携

**4 日本社会福祉士会との連携・協力**

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

**5 関係機関・団体との連携協力**

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

**6 その他、SSW事業に関わること****7 委員会を開催**

上記の事業の遂行にあたり委員会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

**■委員会名：司法ソーシャルワーク委員会**

- 委員長：遠藤嵩大
- 委員：讚井康一、橋本嘉美、大田純子

**【委員会設置目的】**

生きづらさを抱え、罪に問われた人が社会の一員として地域で自律した生活を送ることができるよう、司法ソーシャルワークに関する事業を行う。

**【基本方針】**

- 1 罪に問われた人はわれわれと同じ一人の人間であり、生活者であるという理念を共有する
- 2 ソーシャルワークの価値、倫理、理論、技術に基づき実践する人材を育成、支援する

- 3 罪に問われた人やその家族（以下「当事者」という。）及び関係機関からの相談に応じ、そのニーズや課題に即した支援を行う
- 4 当事者及び関係機関とともに事業を展開する
- 5 既成概念にとらわれず、柔軟な姿勢をもって権利擁護に取り組む

**【活動内容】**

**1 支援活動**

司法ソーシャルワーカーの育成及び司法福祉分野で活動する社会福祉士の支援

**2 周知活動**

会員に対する、司法ソーシャルワークに関する関心を高めるための周知活動

**3 研修**

司法ソーシャルワークに関する研修等の実施

**4 相談支援事業**

電話相談受付の設置、継続的かつ安定した相談対応や相談体制の検討

**5 連携・協働**

当事者（団体を含む）、医療・福祉機関、官公庁、四会連携会議（県弁護士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会）等との連携・協働によるネットワーク構築、研鑽、広報啓発その他活動

**6 委員会の開催**

委員会議を定例開催する。

**7 その他権利擁護に関する活動**

**■委員会名：災害支援委員会** 新

**【委員会設置目的】**

長期的な展望のもと、防災・減災の取り組みや発災後のソーシャルワーカーに期待される機能とその実践力強化を目指す。

**【基本方針】**

- 1 ソーシャルワーカーとしての支援活動への取組み姿勢と知識を学ぶとともに、平時からの災害支援体制の構築を目指す。
- 2 関係機関との協力体制の構築を図る。

**【活動内容】**

**1 委員会を設置する**

委員会委員を募り、今後の活動に向けて検討する。

**2 災害支援活動者養成研修の実施**

災害支援活動への取組み姿勢と知識の向上を図るため、支援者養成研修などを行う。

**3 山口県災害派遣福祉チームとしての協力体制の構築**

山口県災害派遣福祉チームの構成団体として、チーム員の増員を図る。

**(5) 人材育成部**

事業方針にもとづき、人材育成部は次の事業を行う。

所属委員会（キャリア教育推進委員会、スーパービジョン委員会、生涯研修センター委員会）

**■委員会名：キャリア教育推進委員会**

○委員長：則近あゆみ

○副委員長：西野宏美

○委員：吉本暁子、尾中未来、西依毅志、佐伯美由紀、岡村僚太、木原久美

**【委員会設置目的】**

人材育成の強化として、社会福祉士実習指導者の養成・支援等に関する事業を行う。

**【基本方針】**

○ 後継者育成の強化として、社会福祉士実習指導者の養成・支援を行う。

- 現指導者の資質向上のためのフォローアップを行い、質の高い実習指導の提供に寄与していく。

### 【重点目標】

後継者育成を継続的に行えるよう、実習指導者養成を行い、県内養成校の学生が多くの施設で実習できるよう、指導者の増員・確保を目指す。現指導者のスキルアップ、フォローアップを実施し、質の向上及び実習指導へのモチベーションアップを図る。

### 【活動内容】

#### 1 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修の開催

#### 2 社会福祉士実習指導者講習会の開催

#### 3 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

#### 4 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

#### 5 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり委員会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

## ■委員会名：スーパービジョン委員会

○委員長：橋康彦

○委員：伊藤孝司、橋本達哉、讚井康一、鬼木泰子、須原志保

### 【委員会設置目的】

認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進に関する事業を行う。

### 【基本方針】

認定社会福祉士認証・認定機構が定める「認定社会福祉士制度スーパーバイザー実施要綱」に基づき、本会所属会員が本会を介してスーパービジョンを実施する際のサポートを行う。対象は、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の取得及び更新を目的して実施するスーパービジョンに限らない。

(1) バイザーナンバーリストの作成及びバイジーへのバイザー情報提供

(2) スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付

(3) バイザーとバイジーのマッチング

(4) スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理

(5) スーパービジョンの進捗状況の把握

(6) バイザー、バイジーの相談及び苦情対応

(7) バイザー、バイジーへの助言・指導

(8) バイザーのスキルアップ

(9) バイザー、バイジーのフォローアップ体制の構築

(10) その他バイザー及びバイジーからの申し出に対する事務処理等

(11) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進

(12) その他本委員会設置目的に合致する事項

### 【活動内容】

#### 1 委員会の開催

定期的、且、必要に応じて委員会議を開催して、次のことを行う。

・バイザーとバイジーのマッチング

・スーパービジョンの進捗状況の把握

・バイザー、バイジーの相談及び苦情対応

・バイザー、バイジーへの助言・指導

・バイザー、バイジーのフォローアップ体制の検討

・その他バイザー及びバイジーからの申し出に対する事務処理等

(定期開催日時)

4、7、10、1月の第3月曜日の18時30分から20時まで、基本はオンライン。

## 2 スーパービジョンに係る事務処理

本会事務局で、次のスーパービジョンに係る事務処理を行う。

- ・委員会委員会議の開催調整
- ・バイザーネーム簿の作成及びバイジーへのバイザー情報提供
- ・スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付
- ・スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理

## 3 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会主催による研修に委員を派遣し、復命等を通して、県内のスーパーバイザーのスキルアップを図ることで、スーパービジョンの質を担保する。

## 4 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

### ■委員会名：生涯研修センター委員会 新

#### 【委員会設置目的】

日本社会福祉士会の生涯研修制度と認定社会福祉士制度と連動しながら、会員一人ひとりが専門職としての価値、知識、技術の水準の維持向上を図っていくことを目的として、他の部・委員会等と連携を図りながら研修会を実施します。基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催に加え、分野横断的研修の企画・開催準備を進めています。

#### 【基本方針】

- 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催を行う。
- 分野横断的研修の企画・開催を行う。

#### 【重点目標】

生涯研修センターを設置に向けて、他部・委員会等との関係調整を行う。

#### 【活動内容】

##### 1 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催

##### 2 講演会の開催（年2回（定時社員総会時））

分野横断的研修等を企画して、年2回、定時社員総会に会わせて開催する。

##### 3 基礎研修の質の向上に向けて他の部・委員会等と連携を図りながら、運営の関係調整を行う。

- ①ソーシャルワーク理論系科目（基礎研修Ⅰ）：地域活動部にファシリテーターを依頼
- ②ソーシャルワーク理論系科目（基礎研修Ⅱ・Ⅲ）：キャリア教育推進委員会
- ③権利擁護・法学系科目：権利擁護センターばかりなあ山口委員会
- ④人材育成系科目：スーパービジョン委員会
- ⑤サービス管理経営系科目：スーパービジョン委員会
- ⑥実践評価・実践研究系科目：講師やファシリテーターを中心に構成
- ⑦地域開発・政策系科目：講師やファシリテーターを中心に構成

##### 4 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

##### 5 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり委員会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

## （6）地域活動部

### ① 全ブロック共通事業

事業方針にもとづき、各ブロックは共通事業として、次の事業を行う。

#### 1) 新入会員歓迎会&会員交流会

新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2) 行政や関係機関などとの連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

### 3) 会活動のオリエンテーション

内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど

### 4) 会員数の増加

会員数 750 名を目標に、ブロックで新入会員獲得目標を掲げて、入会促進を図る。

### 5) 基礎研修Ⅰ中間課題の取り組みへの協力

所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。

## ② ブロック持ち回り事業

事業方針にもとづき、各ブロックは次の事業を持ち回りで行う。

### 1) ソーシャルワーカーデーin やまぐち

ソーシャルワークの専門職団体との共催で、学生や県民にソーシャルワーカーの存在と役割や魅力を発信する。今年度の企画運営は、中部ブロック（山口市・美祢市ブロック、萩市・長門市・阿武町ブロック、防府市ブロック）が担当する。

### ③ 各ブロック事業

事業方針にもとづき、各ブロックは次の事業を行う

## ■岩国市・和木町ブロック

○ブロック選出理事：高木裕美

○ブロック長：山根茂樹

○副ブロック長：茅原史貴

### 【重点目標】

- 社会的ニーズ又は地域課題に即したブロック研修を計画する。
- 研修を通して会員の資質向上と地域活動の活性化に繋げる。
- 会員及び福祉従事者等と親睦を図り、圏域のネットワーク強化を図る。

### 【ブロック独自事業】

#### 1 定例会

月の担当者を割り当て、活動内容については、その担当者に委ねる。内容については多種多様に開催する。

- ・偶数月の第3金曜日開催予定
- ・会場 岩国市福祉社会館 時間 19時～21時
- ・または、Zoomによるオンライン開催

#### 2 情報提供・情報共有

メーリングリストを通じて研修や交流会の案内に限らず、各々の相談や意見交換が出来るツールとして活用する（現在の登録者数 90名）

#### 3 仲間と絆を深めよう会（年2回 8月と12月）

方法：居酒屋等で懇親会として実施する。

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 行政や関係機関などとの連携

- ・個別地域ケア会議への参加（岩国市地域包括支援センター依頼：随時）
- ・いわくに住環境・福祉機器研究会の出席（代表者1名）
- ・岩国市地域包括ケア推進協議会の出席（圏域各1名）
- ・岩国市介護認定審査会、障害支援区分審査会の出席（要請時、対応）

#### 2 会員数の増加

新規会員数 5名を目指し、入会促進を図る。

## ■柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック

○ブロック選出理事：秋田将利

○ブロック長：中村あゆみ

### 【重点目標】

- 会員同士のネットワーク強化をさらに促進する。
- 会員のニーズに対応した研修計画に基づき、研修を開催する。

### 【ブロック独自事業】

#### 1 定例会（ブロック研修会・会議）

「しゃべり BAR in サザンセト」

隔月（偶数月）の第2金曜 19時～

#### 【内容】

- ・「ブロック活動計画」に基づいたテーマでの研修開催
- ・ソーシャルワーカーとしての悩み相談、事例検討
- ・必要に応じブロック会議での協議
- ・他の職能団体や関係機関等との連携

#### 2 情報提供・情報共有

本会HPやメーリングリストをはじめとする連絡手段を用いながら、ブロック研修会や会議等の周知を図る。また、本会未加入者へ入会の呼びかけを行う。

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 新入会員歓迎会＆会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める会として開催する。

#### 2 会員数の増加

新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

## ■周南市・下松市・光市ブロック

○ブロック選出理事：藤本真樹

○ブロック長：白井智寛

### 【重点目標】

- ブロック活動の活性化による会員相互のつながり強化と会員数の増加
- 多職種・関係団体との連携によるネットワークの強化、拡大
- 社会福祉士としての専門性の発揮と地域貢献に向けた取り組みの実施

### 【ブロック独自事業】

#### 1 ブロック会議・勉強会（2か月に1回程度）

会員のニーズや時事的課題等をテーマに開催。ネットワークの形成・資質の向上・困難事例への対応策検討・多職種連携等を目的として、会員相互の交流の場としての役割を担えるようとする。

#### 2 情報提供・情報共有

ブロックLINEや県士会のHP等を活用し、研修会案内などの情報発信や会員相互の繋がりを深め、交流を図る。

#### 3 他団体や関係機関との連携強化

要請に応じブロック会員を派遣する。また、研修会の企画・開催に向け取り組みを進める。

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 新入会員歓迎会＆会員交流会

7～8月頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2 会員数の増加

新規会員数10名を目指し、入会促進を図る。

### 【全部共通事業の詳細】

#### 1 養成施設への働きかけ・連携の強化

社会福祉士・社会福祉士会のPR活動の一環として、社会福祉士養成校の周南公立大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

## ■防府市ブロック

○ブロック選出理事：越智尚史

○ブロック長：瀧口コジエ

### 【重点目標】

- 未加入者を勧誘して新しい会員を増やす。

- 「多職種」「他職種」と連携が図れるような仕組みや顔の見える関係性を作る。合同研修を企画する。
- 現地参集とズームの双方の利点を活かして参加しやすい研修を企画する。

#### 【ブロック独自事業】

##### 1 研修会及び情報交換会（4か月に1回程度）

- ・参加しやすい研修を企画し開催する。
- ・勉強会等を通じて、他士業等の役割を理解し連携する。
- ・勉強会や情報交換会に参加した未加入者への入会の声掛けを行う。

##### 2 他団体との合同研修会

防府薬剤師会等と合同で年3回程度研修会を企画開催する。

##### 3 情報提供・情報共有

- ・メーリングリストを活用し、会員相互の連携や親睦が図れるようにする。
- ・LINE グループの充実を図る。会員以外で興味のある方にも声掛けできるように情報共有する。

##### 4 親睦会（顔の見える関係作り）

- ・研修会後の交流会など企画して開催する。

#### 【全ブロック共通事業の詳細】

##### 1 会員数の増加

新規会員数2名を目指し、入会促進を図る。

### ■山口市・美祢市ブロック

○ブロック選出理事：尾中未来

○ブロック長：須原志保

○副ブロック長：大枝康祐

#### 【重点目標】

- 研修参加を通して会員としての意識を高める。
- 会員同士のネットワークを作り、顔の見える関係づくりを目指す。
- 他職能団体や関係機関との連携を強化する。

#### 【ブロック独自事業】

##### 1 研修会

会員のスキルアップや連携強化につながるような研修を以下の予定で実施する。

- ① 5月 ブロック会議（座談会、研修希望）
- ② 7月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ③ 9月 ブロック研修（講師）
- ④ 10月 ブロック会議（来年度計画）
- ⑤ 11月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ⑥ 1月 ブロック研修（講師）

##### 2 地域貢献活動部

適宜有志を募り地域でのボランティア活動を実施

##### 3 情報提供・情報共有

ブロック LINE や県士会の HP、メーリングリストを活用し、情報の共有と会員相互の繋がりを深める。他ブロックとの連携。LINE を活用したアンケートの実施。

##### 4 社会福祉士全国統一模擬試験のスタッフ（試験官）にブロック会員を派遣する。

#### 【全ブロック共通事業の詳細】

##### 1 新入会員歓迎会＆会員交流会

新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として夏と冬の年2回開催する。

##### 2 会員数の増加

新規会員数10名を目指し、入会促進を図る。

#### 【全部共通事業の詳細】

##### 1 養成施設への働きかけ・連携の強化

社会福祉士・社会福祉士会の PR 活動の一環として、社会福祉士養成校の山口県立大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

## ■萩市・長門市・阿武町ブロック

○ブロック選出理事：中村幸一郎

○ブロック長名：松尾考真

○副ブロック長名：松田友也

### 【重点目標】

- 新規入会の促進、会活動の活性化。
- 研修会や親睦会の開催により、会員同士・関係機関とのネットワーク強化。
- メーリングリスト等を活用し、会の情報を発信していく。

### 【ブロック独自事業】

#### 1 情報提供・情報共有

メーリングリストや LINE などを活用して、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

#### 2 研修会（年2回）

委員会活動についての研修会や多職種が関心をもてる研修会を検討し開催する。

- ・前期（4～9月）外部講師による研修会開催
- ・後期（10～3月）外部講師による研修会開催

#### 3 会員同士の親睦を深める

年1回（12月：長門市内）、懇親会を開催する。

- ・基礎研修や認定社会福祉士、委員会の活動内容を懇親会で紹介する。
- ・自分の働いている職場、仕事内容についての紹介、情報共有、会員同士の交流。
- ・LINE グループを活発に利用し、会員相互の繋がりを深める。

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 新入会員歓迎会＆会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2 会員数の増加

新規会員数5名を目指し、入会促進を図る。

### 【全部共通事業の詳細】

#### 1 養成施設への働きかけ・連携の強化

社会福祉士・社会福祉士会の PR 活動の一環として、社会福祉士養成校の至誠館大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

## ■宇部市ブロック

○ブロック選出理事：神田陽子

○ブロック長：安光洋平

### 【重点目標】

- 会員間の相互のつながりの強化
- 会員数の増加
- 会員が参加したいと思える研修の開催

### 【ブロック独自事業】

#### 1 勉強会

年2回実施

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 新入会員歓迎会＆会員交流会、会活動のオリエンテーション

#### 2 会員数数の増加

新規会員数 3名を目指し、入会促進を図る。

## ■山陽小野田市ブロック

○ブロック選出理事：山高正義

○ブロック長名：若松勇輔

### 【重点目標】

- ブロック会員のネットワークづくり
- ブロック会員による他機関とのつながりを強化
- 社会福祉士として活躍場を広げるためのスキルアップ研修会の実施

### 【ブロック独自事業】

#### 1 研修会

年に4回程度の情報交換会や研修会を開催。

#### 2 会員同士の連携強化

会員間の交流を深め、ブロックの活性化へと繋げる。

#### 3 情報提供・情報共有

SNS（オープンチャット）を活用し、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

#### 2 会員数の増加

新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

## ■下関市ブロック

○ブロック選出理事：佐藤義浩

○ブロック長名：道中朋子

○副ブロック長名：宅野浩未

### 【重点目標】 「ヘビ一級に已のりある」一年に。

- 複雑且つ多様な社会環境の変化にともない、変化する福祉課題について把握していく。
- 勉強会等を通じて、関係機関・団体等と交流をはかり、地域のネットワークの環境整備をする。
- 定例勉強会、福祉啓蒙活動等を通じて、会員同士のつながりを図る。また、新規加入者の掘り起こしをする。
- 県事務局のホームページを活用して、各活動の案内等の周知を図る。

### 【ブロック独自事業】

#### 1 研修会

年3回の研修会の実施

#### 2 施設見学会&お茶会

年1回の施設見学の実施予定。施設見学後、会員交流としてお茶会を予定。

#### 3 地域活動への参加

社会福祉士の認知度をあげていくために、「馬関祭り愛の広場」への参加予定

#### 4 他団体との連携

他職能団体との研修の実施予定。

### 【全ブロック共通事業の詳細】

#### 1 新入会員歓迎会&会員交流会

12月頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する

#### 2 会員数の増加

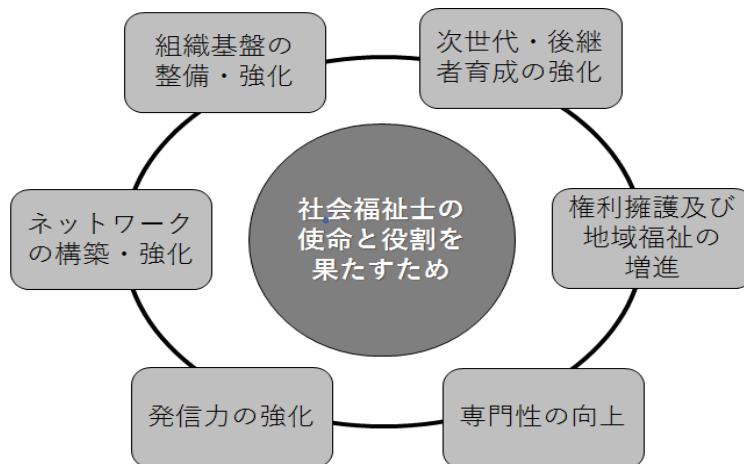
1名でも多くの方に会の魅力を知っていただき、入会促進を図る。下関市ブロック LINE グループへの参加促進。新規会員数5名を目指す。

**一般社団法人山口県社会福祉士会  
第二期中期計画（2025～2029年度）**

私たちは、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与します。

そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第二期中期計画（5か年目標 2025-2029）を策定しました。

第二期中期計画では、次の6つの基本方針に基づき、ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担えるよう目標の達成を見据えた取り組みを推進します。



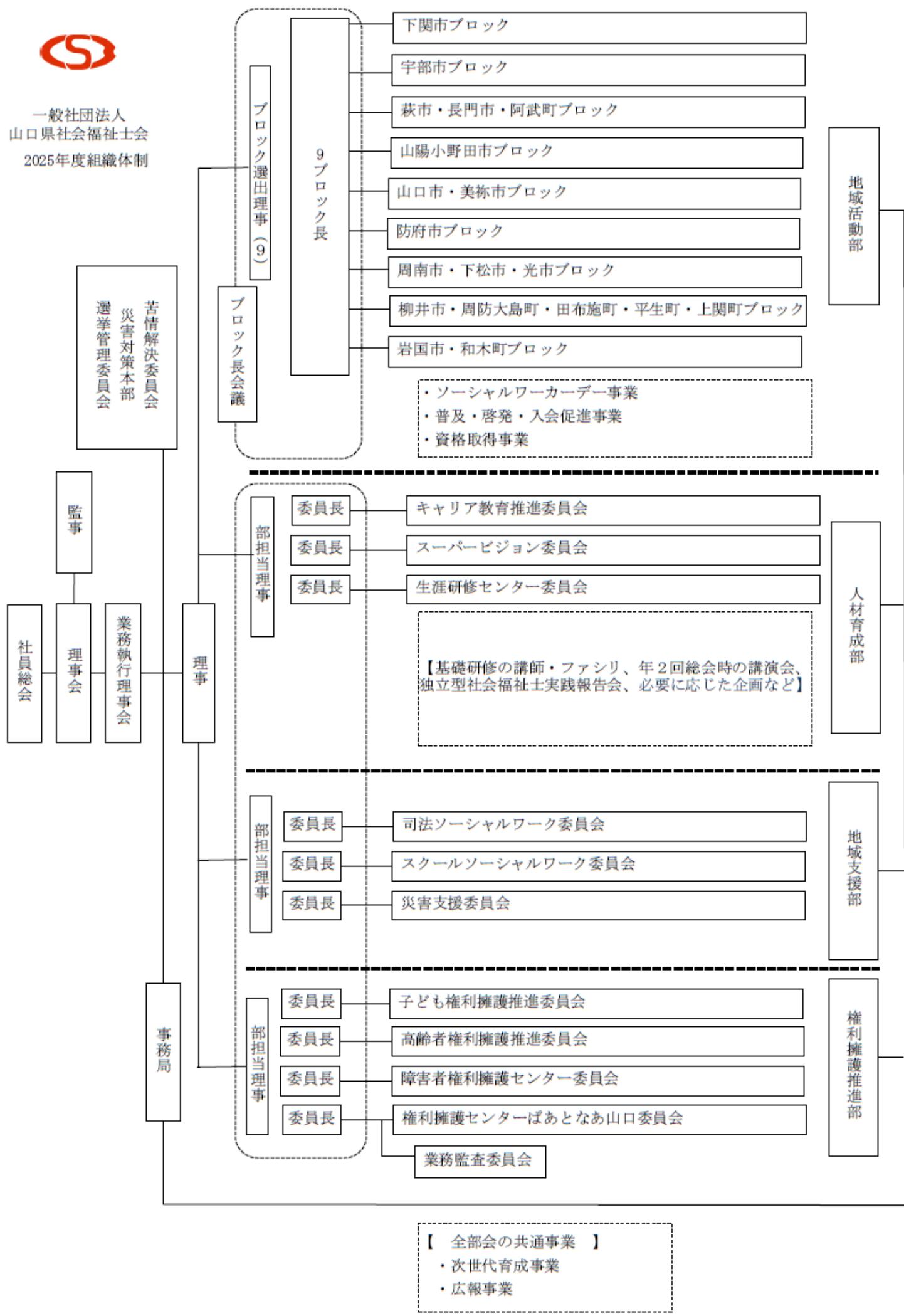
基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
組織基盤の整備・強化	1 強い組織化	①本会や社会福祉士へのニーズに応える組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の評価</li> <li>重点目標の設定</li> </ul>
		②会員数の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標会員数の確保</li> </ul>
		③会員参加の法人運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>会活動へのマンパワーの拡大</li> </ul>
		④財政の健全化・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源と事業の均衡状態の確立</li> <li>新たな収入源の確保</li> </ul>
		⑤地域活動部の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域での活動の場づくりの推進</li> <li>会員相互交流の活性化</li> <li>活動量の最低水準化</li> <li>地域に即した活動の強化</li> <li>会員ファーストの活動重視</li> <li>計画に応じた財源導入の意識化</li> <li>地域貢献活動の推進</li> <li>普及・啓発・入会促進</li> </ul>
	2 事務局体制の強化	⑥業務運営の安定化と効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営と推進のサポート強化</li> <li>雇用環境の改善</li> </ul>

次世代・後継者育成の強化	1 次世代育成の取組み強化	①こどもへの働きかけ推進	・社会福祉士を目指すこどもを増やす ・福祉教育の増進
		②養成施設への働きかけ・連携の強化	・会の意義・入会の意義・会の魅力の発信 ・ソーシャルワーク実践事例の紹介 ・養成施設との連携強化
		③資格取得支援の推進	・社会福祉士全国統一模擬試験の充実
権利擁護及び地域福祉の増進	1 地域支援部の強化・拡充	①こども家庭支援に関する事業の促進	・スクールソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大
		②罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進	・司法ソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大
		③災害支援事業の推進	・災害支援委員会の整備・充実・拡大
	2 権利擁護推進部の強化	④権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進	・権利擁護センターばあとなあ山口委員会活動の充実・拡大
		⑤障害者の虐待防止・権利擁護の増進	・障害者権利擁護センター運営事業の充実
		⑥高齢者の虐待防止・権利擁護の増進	・高齢者権利擁護推進事業の充実
		⑦社会的養護のこども権利擁護推進環境整備の推進	・社会的養護のこども権利擁護推進環境整備事業の充実
専門性の向上	1 人材育成部の強化	①社会福祉士実習指導者の養成・支援	・キャリア教育推進委員会活動の充実・拡大
		②認定社会福祉士の資格取得支援の推進	・スーパービジョン委員会活動の充実
		③生涯研修の普及・推進	・生涯研修センター委員会の整備・充実・拡大 ・基礎研修の質の担保 ・地域を基盤として、独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取り組み促進 ・ジェネラルな視点を持ってスペシフィックなソーシャルワーカーの育成 ・理論とアプローチに基づいた実践力の向上 ・高い倫理観の確立 ・実践研究の質の向上及び実践を発表する機会の確保（他団体との連携）

化発信力の強化	1 情報発信の強化	①会の役割・責任・魅力発信の強化	・SNSなどの電子情報媒体の活用 ・ネットワークリストの普及・拡大
	2 社会的認知度の向上	②社会福祉士の役割と機能の浸透	・社会福祉士の存在感を発信（講師派遣など）
ネットワークの構築・強化	1 行政との連携	①行政との連携強化	・地域における活動基盤の強化・拡大
	2 県内外のソーシャルワーカー関係団体との連携	②山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化	・SWDの協働開催 ・ソーシャルアクションの推進
		③日本社会福祉士会との連携強化	・連合体としての連携
		④都道府県社会福祉士会との連携強化	・中国ブロック会議への参画推進 ・基礎研修における連携 ・認証された研修に関する連携 ・近隣県士会との情報交換
	3 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携	⑤分野別団体との連携促進	・研修などの後援申請の増進 ・連絡会等への参画 ・多職種・異業種との協働事業の展開



一般社団法人  
山口県社会福祉士会  
2025年度組織体制



一般社団法人山口県社会福祉士会

第31回定時社員総会

第2号議案  
2025年度収支予算

一般社団法人山口県社会福祉士会  
収支予算案

2025年4月1日から2026年3月31日まで

全会計

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	150,000	150,000	0	
受取入会金	150,000	150,000	0	・新入会員数 (30)
受取会費	13,285,000	13,205,000	80,000	
正会員受取会費	10,500,000	10,500,000	0	・正会員数 (700)
賛助会員受取会費	15,000	15,000	0	・賛助会員数 (個人5, 法人2)
ばあとなあ会員受取会費	2,770,000	2,690,000	80,000	・ばあとなあ会員数 (180) ・名簿登録者数 (120) ・事業運営受任負担金
SSW会員受取会費	0	0	0	
事業収益	2,635,000	2,712,000	△ 77,000	
資格取得支援事業収益	350,000	350,000	0	・地域活動部共通事業
地域権利擁護事業収益	36,000	58,000	△ 22,000	・スクールソーシャルワーク委員会事業 ・権利擁護センターばあとなあ山口委員会事業
福祉人材育成事業収益	2,249,000	2,304,000	△ 55,000	・生涯研修センター委員会事業 ・スバーピングジョン委員会事業 ・キャリア教育推進委員会事業 ・地域活動部事業
受取補助金等	21,700,000	19,337,000	2,363,000	
受取地方公共団体補助金	660,000	300,000	360,000	・福祉、介護への理解促進事業
県受託収益	21,040,000	19,037,000	2,003,000	・障害者権利擁護センター委員会事業 ・高齢者権利擁護推進事業 ・地域包括ケア専門職派遣システム構築事業 ・子どもの権利擁護のための相談体制事業 ・住宅改修等点検に係る専門職派遣事業 ・下関市成年後見利用促進事業支援業務 ・市民後見人養成研修支援業務
受取負担金	80,400	80,400	0	
受取負担金振替額	80,400	80,400	0	・寄付金事務的管理経費
受取寄附金	268,000	268,000	0	
受取寄附金振替額	268,000	268,000	0	・寄付金事業経費
雑収益	100,000	99,000	1,000	
受取利息	1,000	1,000	0	
会員管理手数料	99,000	98,000	1,000	・会費等回収手数料
<b>経常収益計</b>	<b>38,218,400</b>	<b>35,851,400</b>	<b>2,367,000</b>	

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
(2) 経常費用				
事業費	32,454,000	30,072,000	2,382,000	【担当部、委員会、事業など】 ■権利擁護推進部 ○障害者権利擁護センター委員会 ○高齢者権利擁護推進委員会 ・高齢者権利擁護推進事業 ・地域包括ケア専門職派遣システム構築事業 ・住宅改修等点検に係る専門職派遣事業 ○こども権利擁護推進委員会 ○権利擁護センターあとなあ山口委員会 ・寄付金事業 ■地域支援部 ○スクールソーシャルワーカー委員会 ○司法ソーシャルワーカー委員会 ○災害支援委員会 ■地域活動部 ○ピック活動事業 ○リーシャルワーカー事業 ■人材育成部 ○キャリア教育推進委員会 ○生涯研修センター運営事業 ○スーパービジョン委員会 ■全部共通事業 ○次世代育成事業 ○広報事業 ■日本社会福祉士会連携事業
給料手当	6,272,000	6,008,000	264,000	
臨時雇賃金	5,760,000	4,850,000	910,000	
福利厚生費	10,000	10,000	0	
会議費	879,000	830,000	49,000	
旅費交通費	1,411,000	1,367,000	44,000	
通信運搬費	1,144,000	1,030,000	114,000	
消耗品費	475,000	452,000	23,000	
印刷製本費	1,310,000	1,307,000	3,000	
賃借料	1,542,000	1,518,000	24,000	
保険料	206,000	198,000	8,000	
諸謝金	9,017,000	8,066,000	951,000	
支払負担金	4,342,000	4,332,000	10,000	
雑費	14,000	14,000	0	
涉外費	72,000	90,000	△ 18,000	
管理費	5,764,400	5,779,400	△ 15,000	
給料手当	1,600,000	1,730,000	△ 130,000	・職員給与
福利厚生費	1,669,000	1,650,000	19,000	・職員福利厚生
会議費	296,000	200,000	96,000	・総会(2)・理事会(2) ・ピック長会議(1)・監査(1) ・業務執行理事会議(随時) ・中国ピック会長会議(1)
旅費交通費	270,000	270,000	0	
通信運搬費	120,000	120,000	0	・電話代・郵送代・インターネット
消耗品費	76,000	76,000	0	・消耗品購入など
印刷製本費	140,000	140,000	0	・印刷代
賃借料	730,000	730,000	0	・事務局賃借料・会計ソフト ・印刷機・パソコンなど
諸謝金	200,000	200,000	0	・合理的な配慮に係る経費
租税公課	110,000	110,000	0	・法人税
支払負担金	370,000	370,000	0	・関係団体会費 ・綱紀案件事務委託料 ・e-ラーニング視聴負担金
雑費	163,400	163,400	0	・会員管理事務手数料、雑費
涉外費	20,000	20,000	0	
経常費用計	38,218,400	35,851,400	2,367,000	
当期経常増減額	0	0	0	

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益	0	0	0	
<b>経常外収益計</b>	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用	0	0	0	
<b>経常外費用計</b>	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	51,924,162	45,545,523	6,378,639	注1
一般正味財産期末残高	51,924,162	45,545,523	6,378,639	
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
一般正味財産への振替額	348,400	348,400	0	
一般正味財産への振替額	348,400	348,400	0	・寄付金事業経費、事務的管理経費
<b>当期指定正味財産増減額</b>	△ 348,400	△ 348,400	0	
指定正味財産期首残高	1,803,702	2,101,595	△ 297,893	注1
指定正味財産期末残高	1,455,302	1,753,195	△ 297,893	
<b>III 正味財産期末残高</b>	53,379,464	47,298,718	6,080,746	

・注1) 正味財産期首残高は、前々年度の決算に基づく正味財産期末残高を記載している。

# 一般社団法人山口県社会福祉士会

## 第31回定時社員総会

### 第1号報告 諸規程類の改正

#### 【改正】

- ・規程第 2号 部・委員会の設置及び運営に関する規程
- ・規程第 16号 権利擁護センターばあとなあ山口組織及び運営に関する規程
- ・規程第 28号 山口県障害者権利擁護センター組織及び運営に関する規程

**一般社団法人山口県社会福祉士会  
部・委員会・企画チームの設置及び運営に関する規程**

**1 改正理由**

組織体制に伴う改正。

**2 新旧比較表（改正条のみ）**

現 行	改正案
部・委員会・企画チームの設置及び運営に関する規程	部・委員会の設置及び運営に関する規程
<p><b>(部の区分)</b></p> <p><b>第3条</b> 本会の調査・研究・事業・実務の推進を目的として、次の部を設置する。</p> <p>(1) 委託事業部 行政機関等からの委託事業を推進する。</p> <p>(2) 公益事業部 社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利を擁護する事業を推進する。</p> <p>(3) ブロック活動部 区域を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽を推進するとともに、区域の実情に即した独自の事業を推進する。</p> <p>(4) 総合企画部 職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進する。</p>	<p><b>(部の設置)</b></p> <p><b>第3条</b> 本会の調査・研究・事業・実務の推進を目的として、理事会の承認を得て、部を設置することができる。</p>
<p><b>(委員会の設置)</b></p> <p><b>第4条</b> 同規程第3条（1）及び（2）には、次の委員会を設置する。</p> <p>(1) 委託事業部 ①障害者権利擁護センター委員会 ②高齢者権利擁護推進委員会</p> <p>(2) 公益事業部 ①権利擁護センターぱあとなあ山口委員会 ②スクールソーシャルワーク委員会 ③司法ソーシャルワーク委員会 ④スーパービジョン委員会</p>	<p><b>(委員会の設置)</b></p> <p><b>第4条</b> 同規程第3条で設置した部には、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。</p> <p><b>2</b> 山口県内を複数のブロックに区分し、その地区における活動ならびに運営については別に定める。</p>
<p><b>(企画チームの設置)</b></p> <p><b>第5条</b> 同規程第3条（4）には、取り組むべき課題ごとに企画チームを設置する。</p>	削除 (今後、取り組むべき課題ごとの企画は、人材育成部を中心に取り組むこととなる)
<p><b>(ブロック活動について)</b></p> <p><b>第6条</b> 同規程第3条（3）の活動及び運営については別に定める。</p>	<p><b>(ブロック活動について)</b></p> <p><b>第5条</b> 同規程第3条で設置した部には、理事会の承認を得て、山口県内を地区に区分したブロックを設置することができる。</p> <p><b>2</b> ブロックにおける活動ならびに運営については別に定める。</p>
<p><b>(部の担当理事の選任)</b></p> <p><b>第7条</b> 同規程第3条（4）には、理事会において、理事を選任する。</p> <p><b>2</b> 同規程第3条（1）（2）（3）には、理事会において、必要に応じて理事を選任する。</p>	<p><b>(部の担当理事の選任)</b></p> <p><b>第6条</b> 同規程第3条には、理事会において、理事を配置する。</p>
<p><b>(委員会の担当理事の選任)</b></p> <p><b>第8条</b> 同規程第4条の委員会には、理事会において、必ず担当理事を選任する。</p>	削除 (委員会には担当理事を配置しないこと)

(企画チームの担当理事の選任) <b>第9条</b> 同規程第3条(4)の企画チームには、同規程第3条(4)において、必ず同規程第3条(4)の担当理事より企画チームごとに担当理事を選任する。	削除 (現行第5条の削除による)
(部・委員会の責務) <b>第10条</b> 同規程第3条の部及び第4条の委員会の担当理事は、当該部・委員会の合議を経て、次年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに別に定める様式により作成し、会長へ提出しなければならない。 2 同規程第3条の部及び第4条の委員会は、部会・委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し理事会に報告しなければならない。 3 同規程第3条の部及び第4条の委員会の担当理事は、部会・委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。	(部・委員会等の責務) <b>第7条</b> 同規程第3条の部及び第4条の委員会等の長は、当該部・委員会等の合議を経て、次年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに指定される様式により作成し、会長へ提出しなければならない。 2 同規程第3条の部及び第4条の委員会の長は、部会・委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し理事会に報告しなければならない。 3 同規程第3条の部及び第4条の委員会の長は、部会・委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。
(部・委員会の開催) <b>第11条</b> 同規程第3条の部及び第4条の委員会は、事業遂行にあたり、必要に応じ適宜開催するものとする。	(部・委員会の開催) <b>第8条</b> 同規程第3条の部及び第4条の委員会は、事業遂行にあたり、必要に応じ適宜開催するものとする。
(委員会の委員) <b>第12条</b> 同規程第4条の委員会を運営する会員(以下、「委員」という。)は、5名以上8名以下の本会会員により構成する。なお、運営委員が最大8名を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。 2 委員の選任にあたっては、原則として本会会員に公募して選考するものとする。 3 本会会員でない社会福祉士を委員に任命することはできないものとする。 4 委員は、委員会の担当理事が選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 5 委員の氏名は、原則として公開する。	(委員会の委員) <b>第9条</b> 同規程第4条の委員会を運営する会員(以下、「運営委員」という。)は、5名以上8名以下の本会会員により構成する。なお、委員が最大8名を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。 2 委員の選任にあたっては、原則として本会会員に公募して選考するものとする。 3 本会会員でない社会福祉士を委員に任命することはできないものとする。 4 委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 5 委員の氏名は、原則として公開する。
(委員会の協力員) <b>第13条</b> 同規程第4条の委員会は、運営上必要があると認めるときは、協力員を置くことができる。 2 協力員は、委員会の承認を経て、委員会の担当理事が委嘱する。 3 本会会員でない社会福祉士は、協力員として選任されないものとする。	削除 (協力員の配置の実績がないため削除)
(委員会の個別運営) <b>第14条</b> 同規程第4条の委員会は、以下の各号を、所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。 (1) 委員の要件 (2) 委員の任期	(委員会の個別運営) <b>第10条</b> 同規程第4条の委員会は、以下の各号を、所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。 (1) 委員の要件 (2) 委員の任期

<p><b>(企画チームの委員)</b></p> <p><b>第15条</b> 同規程第5条の企画チームを運営する会員（以下、「企画委員」という。）は、2名の本会会員により構成する。なお、2名を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。</p> <p>2 企画委員の選任にあたっては、原則として本会会員に公募して選考するものとする。</p> <p>3 本会会員でない社会福祉士を企画委員に任命することはできないものとする。</p> <p>4 企画委員は、同規程第3条（4）の部において選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。</p> <p>5 企画委員の氏名は、原則として公開する。</p>	削除 (現行第5条の削除による)
<p><b>(企画チームの個別運営)</b></p> <p><b>第16条</b> 同規程第3条（4）の企画チームは、以下の各号を、企画チームごとに個別に決定し内規運用するものとする。</p> <p>(1) 委員の要件</p> <p>(2) 委員の任期</p>	削除 (現行第5条の削除による)
<p><b>(委員等の義務)</b></p> <p><b>第17条</b> 委員、企画委員、協力員ならびに部・委員会が所管する事業運営スタッフ等の当事者は、本会の個人情報保護方針の規定に基づき、関係者の名誉やプライバシーの保護のため、部会・運営委員会において業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、または私事に利用してはならない。</p> <p>2 前項の義務は、任期中のみならず、退任後も同様に負うものとする。</p>	<p><b>(委員等の義務)</b></p> <p><b>第11条</b> 委員ならびに部・委員会が所管する事業運営スタッフ等の当事者は、本会の個人情報保護方針の規定に基づき、関係者の名誉やプライバシーの保護のため、部・委員会において業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、または私事に利用してはならない。</p> <p>2 前項の義務は、任期中のみならず、退任後も同様に負うものとする。</p>
<p><b>(運営助成金)</b></p> <p><b>第18条</b> 部・委員会・企画チームの運営助成金して、同規程第7条、8条及び9条の担当理事及び同規程第11条及び第14条の委員・企画委員に、1年間1人6,000円分を支給する。</p> <p>2 運営助成金は、部・委員会・企画チームの事業計画に添った事業遂行に必要な経費として支出し、事業未実施の場合は支出することができない。</p>	<p><b>(運営助成金)</b></p> <p><b>第12条</b> 部・委員会の運営助成金して、同規程第8条の委員に、1年間1人6,000円分を支給することができる。また、部・委員会の主催による研修等開催に伴う交通費を本会規程第1号第8条に基づき支給することができる。なお、同規程第7条の場合は対象外とする。</p> <p>2 運営助成金は、部・委員会の事業計画に添った事業遂行に必要な経費として支出し、事業未実施の場合は支出することができない。</p>
<p><b>(勉強会等)</b></p> <p><b>第19条</b> 同規程第6条、7条及び8条の部・委員会・企画チームの担当理事は、当該部・委員会・企画チームの委員、その他の会員を対象として、資質の向上のため自主的な勉強会や研究会等を設置し運営することができる。</p> <p>2 前項の勉強会等開催のためにかかる経費は、参加する者の自己負担とする。</p>	削除 (本会の活動として事業計画に基づき活動する必要がある)
<p><b>(委任)</b></p> <p><b>第20条</b> この規程に定めるものの他、部・委員会の運営等に関する必要な細目</p>	<p><b>(委任)</b></p> <p><b>第13条</b> この規程に定めるものの他、部・委員会の運営等に関する必要な細目事項は、理事会において別に定め</p>

事項は、理事会において別に定める。	る。
<b>(改廃)</b> <b>第21条</b> この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。	<b>(改廃)</b> <b>第14条</b> この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
<b>附則</b> 1 この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。 2 2013年2月10日改正。ただし、第16条17条については、2013年4月1日より適用とする。 3 2017年2月11日改正。ただし、第16条については、2017年4月1日より適用とする。 4 2019年2月9日改正。 5 2022年12月18日改正。 6 2024年2月3日改正。	<b>附則</b> 1 この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。 2 2013年2月10日改正。ただし、第16条17条については、2013年4月1日より適用とする。 3 2017年2月11日改正。ただし、第16条については、2017年4月1日より適用とする。 4 2019年2月9日改正。 5 2022年12月18日改正。 6 2024年2月3日改正。 7 2025年2月1日改正。

### 3 改正後の規程

#### 一般社団法人山口県社会福祉士会 部・委員会の設置及び運営に関する規程

規程第2号

2009年4月1日制定

2025年2月1日最終改正

##### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人山口県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第58条第1項の規定に基づき、本会の事業を円滑に実施するため基本的事項を定めることを目的とする。

##### (定義)

**第2条** この規程において「部・委員会」とは、名称のいかんを問わず、本会事業の企画・研究・調査等の推進を目的として継続的に設置するものをいう。

##### (部の設置)

**第3条** 本会の調査・研究・事業・実務の推進を目的として、理事会の承認を得て、部を設置することができる。

##### (委員会の設置)

**第4条** 同規程第3条で設置した部には、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

2 本会が活動の基盤とする山口県内を複数の地区（ブロック）に区分し、その地区における活動ならびに運営については別に定める。

##### (ブロック活動について)

**第5条** 同規程第3条で設置した部には、理事会の承認を得て、山口県内を地区に区分したブロックを設置することができる。

2 ブロックにおける活動ならびに運営については別に定める。

##### (部の担当理事の選任)

**第6条** 同規程第3条には、理事会において、理事を配置する。

##### (部・委員会の責務)

**第7条** 同規程第3条の部及び第4条の委員会の長は、当該部・委員会の合議を経て、次年度事業計画・予算、ならびに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに指定される様式により作成し、会長へ提出しなければならない。

2 同規程第3条の部及び第4条の委員会 n の長は、部会・委員会開催の都度遅滞なく議事録を作成し理事会に報告しなければならない。

3 同規程第3条の部及び第4条の委員会の長は、部会・委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

##### (部・委員会の開催)

**第8条** 同規程第3条の部及び第4条の委員会は、事業遂行にあたり、必要に応じ適宜開催するものとする。

##### (委員会の委員)

**第9条** 同規程第4条の委員会を運営する会員（以下、「運営委員」という。）は、5名以上8名以下の本会

会員により構成する。なお、委員が最大8名を超える場合は、理事会に諮り承認を得るものとする。

2 委員の選任にあたっては、原則として本会会員に公募して選考するものとする。

3 本会会員でない社会福祉士を委員に任命することはできないものとする。

4 委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

5 委員の氏名は、原則として公開する。

#### (委員会の個別運営)

**第10条** 同規程第4条の委員会は、以下の各号を、所轄する委員会について個別に決定し内規運用するものとする。

(1) 委員の要件

(2) 委員の任期

#### (委員等の義務)

**第11条** 委員ならびに部・委員会が所管する事業運営スタッフ等の当事者は、本会の個人情報保護方針の規定に基づき、関係者の名誉やプライバシーの保護のため、部・委員会において業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、または私事に利用してはならない。

2 前項の義務は、任期中のみならず、退任後も同様に負うものとする。

#### (運営助成金)

**第12条** 部・委員会の運営助成金として、同規程第8条の委員に、1年間1人6,000円分を支給することができる。また、部・委員会の主催による研修等開催に伴う交通費を本会規程第1号第8条に基づき支給することができる。なお、同規程第7条の場合は対象外とする。

2 運営助成金は、部・委員会の事業計画に添った事業遂行に必要な経費として支出し、事業未実施の場合は支出することができない。

#### (委任)

**第13** この規程に定めるものの他、部・委員会の運営等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

#### (改廃)

**第14条** この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

#### 附則

1 この規程は、本会の設立許可のあった日から施行する。

2 2013年2月10日改正。ただし、第16条17条については、2013年4月1日より適用とする。

3 2017年2月11日改正。ただし、第16条については、2017年4月1日より適用とする。

4 2019年2月9日改正。

5 2022年12月18日改正。

6 2024年2月3日改正。

7 2025年2月1日改正。

=====

## 一般社団法人山口県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ山口組織及び運営に関する規程

### 1 改正理由

組織体制に伴う改正。

### 2 新旧比較表（改正条のみ）

現 行	改正案
<p><b>(委員長)</b></p> <p><b>第14条</b> 委員長は、本会理事の職にある者とし、「ぱあとなあ山口」を統括する。</p> <p>2 委員長は、本会規程第2号第10条に基づき、運営委員会を開催する。</p>	<p><b>(委員長)</b></p> <p><b>第14条</b> 委員長は、「ぱあとなあ山口」を統括する。</p> <p>2 委員長は、本会規程第2号第10条に基づき、委員会を開催する。</p>
<p><b>附則</b></p> <p>1 この規程は、2012年2月12日から施行する。</p> <p>2 2013年5月12日改正。</p> <p>2 2013年5月12日改正。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>1 この規程は、2012年2月12日から施行する。</p> <p>2 2013年5月12日改正。</p> <p>3 2017年2月11日改正。</p>

3 2017年2月11日改正。	4 2019年2月9日改正。
4 2019年2月9日改正。 ただし、未成年後見に関する事業については、2019年2月1日より適用する。	ただし、未成年後見に関する事業については、2019年2月1日より適用する。
	5 2025年2月1日改正。

### 3 改正後の規程

規程第16号

2025年2月1日最終改正

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人山口県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第4条第5号に規定する事業について、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を運営する組織及び体制に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (名称)

**第2条** この事業の名称を、権利擁護センターぱあとなあ山口（以下、「ぱあとなあ山口」という。）とする。

### (定義)

**第3条** 本会のぱあとなあ山口に関する規程において「成年後見人等」とは、成年後見人受任者、保佐人受任者、補助人受任者をいう。

2 本会のぱあとなあ山口に関する規程において「成年後見監督人等」とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。

3 本会のぱあとなあ山口に関する規程において「任意後見人等」とは任意後見人受任者及び任意後見受任者をいう。

4 本会のぱあとなあ山口に関する規程において「未成年後見人」とは、未成年後見人受任者をいう。

5 本会のぱあとなあ山口に関する規程において「未成年後見監督人」とは、未成年後見監督人をいう。

6 本会のぱあとなあ山口に関する規程において、「法人後見等」とは、本会が法人として実施する法人後見、法人後見監督をいう。

### (事業)

**第4条** ぱあとなあ山口は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 社会福祉の援助を必要とする方の生活と権利の擁護に関するこ

(2) 山口家庭裁判所及び支部に対する成年後見人等、成年後見監督人等候補者の名簿登録及び未成年後見人、未成年後見監督人候補者の名簿追記登録に関するこ

(3) 未成年後見人、未成年後見監督人、成年後見監督人等及び成年後見人等の候補者の推薦に関するこ

(4) 成年後見監督人等及び成年後見人等候補者の名簿登録及び未成年後見人、未成年後見監督人名簿追記登録に関するこ

(5) 未成年後見人及び成年後見人等候補者の養成研修に関するこ

(6) 法人後見等に関するこ

(7) 会員の支援、会員への苦情等に関するこ

(8) 成年後見制度に関する相談事業に関するこ

(9) 成年後見制度に関する啓発事業に関するこ

(10) 成年後見制度に関する専門職団体、関係機関との連絡・調整に関するこ

(11) 公益社団法人日本社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ」との連携した取り組みに関するこ

と

(12) その他、関連する事業に関するこ

## 第2章 組 織

**第5条** ぱあとなあ山口の運営に関しては、本会定款第58条第1項及び本会委員会の設置及び運営に関する規程（以下、「設置運営規程」という。）第3条第1項第2号の規定に基づき、「権利擁護センターぱあとなあ山口委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。また、本事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

### (事務局)

**第6条** ぱあとなあ山口の事務局を、本会事務局内に置く。

### (業務監査)

**第7条** 本会は、第4条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。

2 業務監査委員会には、2名以上の第三者委員を置く。

3 業務監査委員会の構成員の2分の1以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、

当事者団体等の第三者委員とする。

- 4 第三者委員は、権利擁護センターぱあとなあ山口運営委員長が選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 5 第三者委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 業務監査委員会は、定期監査の他、会長の求めに応じまたは委員会の判断で随時の監査を実施する。

(賠償保険)

**第8条** 本会は、本事業実施のため、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）に加入するものとする。

- 2 第4条第1項第6号の事業を実施するときは、同（Bプラン・法人プラン）と（Cプラン・成年後見業務）に必ず加入するものとする。

### 第3章 ぱあとなあ山口会員

(種別)

**第9条** ぱあとなあ山口の会員は、次の構成とする。

(1) 名簿登録会員

本会が、本会会員で次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとする。

- ア. 成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- イ. 成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- ウ. 成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- エ. 成年後見人材育成研修並びに名簿登録研修の修了者

(2) 一般会員

- ア. 本条第1項第1号における成年後見人養成研修を受講中の者
- イ. 本会会員で権利擁護及び成年後見制度に関する相当の関心と活動への意欲がある者

(入会)

**第10条** 名簿登録会員は、別に定めるぱあとなあ名簿登録規程に基づき、名簿登録を行い、かつ別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 一般会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、委員会の承認を受けなければならない。

(会費)

**第11条** 名簿登録会員は、別に定めるぱあとなあ名簿登録規程に基づき、名簿登録料等を納付しなければならない。

- 2 一般会員は、別に定めるぱあとなあ山口の会費に関する規程に基づき、会費を納付しなければならない。

(退会)

**第12条** 名簿登録会員は、別に定めるぱあとなあ名簿登録規程に基づき、名簿登録の抹消・削除を行うとともに退会届を提出すること。

- 2 一般会員は、委員会に別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。

### 第4章 委員会及び全体会議

(運営)

**第13条** 委員会では、同規程第3条の規定に掲げた事業の運営に関する検討及び管理を行なう。

(委員長)

**第14条** 委員長は、「ぱあとなあ山口」を統括する。

- 2 委員長は、本会規程第2号第10条に基づき、委員会を開催する。
- 3 委員長は、ぱあとなあ山口会員を招集し、原則として年3回以上ぱあとなあ山口全体会議（以下、「全体会議」という。）を開催する。運営については別に定める。

(副委員長)

**第15条** 委員会に副委員長1名以上を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故が生じた場合は、その職務を代理する。副委員長にも事故が生じた場合には、委員の中から職務の代理者を互選する。

(委員)

**第16条** 委員は、ぱあとなあ山口の会員から委員長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 運営委員は各圏域を担当し、「ぱあとなあ山口」会員の支援を担う。支援体制については別に定める。

## (委員の任期)

**第 17 条** 委員の任期は、2年間とし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の解任・補充)

**第 18 条** 委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ぱあとなあ山口会員の3分の2以上の議決に基づき、解任を理事会に求めることができる。この場合、その委員に対し、書面又は口頭で議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えきれないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反又は委員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 委員の補充に関しては、委員長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第 5 章 服務規律

### (基本原則)

**第 19 条** ぱあとなあ山口会員は、別に定める服務規律を厳守しなければならない。

## 第 6 章 苦情解決取扱

### (苦情解決)

**第 20 条** ぱあとなあ山口は、本規定第4条に規定する事業に関するものに対し、本会の会員もしくは会員以外からの苦情を、適切に解決を図るために、別に必要事項を定めることとする。

### (改廃)

**第 21 条** この規程を改廃する時には、本会理事会の承認を得なければならない。

### 附則

1 この規程は、2012年2月12日から施行する。

2 2013年5月12日改正。

3 2017年2月11日改正。

4 2019年2月9日改正。

ただし、未成年後見に関する事業については、2019年2月1日より適用する。

5 2025年2月1日改正。

=====

## 一般社団法人山口県社会福祉士会 山口県障害者権利擁護センター組織及び運営に関する規程

### 1 改正理由

組織体制に伴う改正。

### 2 新旧比較表（改正条のみ）

現 行	改正案
<p>(委員長)</p> <p><b>第 11 条</b> 委員長は、本会理事の職にある者とし、「運営委員会」を統括する。</p>	<p>(委員長)</p> <p><b>第 11 条</b> 委員長は、「委員会」を統括する。</p>
<p>附則</p> <p>1 この規程は、2012年8月19日から施行する。ただし、同規程第4条に関しては、2012年7月1日付けとする。なお、次期役員選出までの間は、副委員長が委員長の職務を代行する。</p> <p>2 2013年2月13日改正。</p> <p>3 2016年5月7日改正。</p>	<p>附則</p> <p>1 この規程は、2012年8月19日から施行する。ただし、同規程第4条に関しては、2012年7月1日付けとする。なお、次期役員選出までの間は、副委員長が委員長の職務を代行する。</p> <p>2 2013年2月13日改正。</p> <p>3 2016年5月7日改正。</p> <p>4 2025年2月1日改正。</p>

### 3 改正後の規程

規程第 28 号  
2025 年 2 月 1 日最終改正

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人山口県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第4条第5号に規定する事業について、山口県から『障害者権利擁護センター運営事業』の委託を受け、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る目的で運営する組織及び体制に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (名称)

**第2条** この事業の名称を、障害者権利擁護センター運営事業とし、「山口県障害者権利擁護センター」を本会に設置する。

### (事業)

**第3条** 山口県障害者権利擁護センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- (2) 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介
- (3) 障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言  
関係機関との連絡調整その他援助
- (4) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析、提供
- (5) 関係機関及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

### (委託契約)

**第4条** 障害者権利擁護センター運営事業に関しては、委託者である山口県と受託者である本会が契約を締結して実施するものとする。

### (事業責任者)

**第5条** 山口県障害者権利擁護センターの事業責任者は、本会の会長とする。

### (会計)

**第6条** 山口県障害者権利擁護センターの会計責任者は、本会の事務局長とする。

2 障害者権利擁護センター運営事業に係る委託料の取扱いについて、別に定める。

## 第2章 組 織

### (組織)

**第7条** 山口県障害者権利擁護センターに関しては、本会定款第58条第1項及び本会の委員会の設置及び運営に関する規程（以下、「設置運営規程」という。）第3条第1項第2号の規定に基づき、「障害者権利擁護センター委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (事務局)

**第8条** 山口県障害者権利擁護センターの事務局を、本会事務局内に置く。

2 事務局に同規程第3条（1）の事業を推進するために、窓口及び虐待防止担当者を置く。  
3 虐待防止担当者は、同規程第3条の事業に係る事務を行うとともに、関係機関との連携  
協力体制の構築・推進を担う。

### (開設日及び時間)

**第9条** 事務局は、月曜日から金曜日までの毎日午前9時00分から午後17時00分までの間、業務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 国民の祝日及び振替休日
- (2) 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの各日）

## 第3章 委員会

### (運営)

**第10条** 委員会では、同規程第3条の規定に掲げた事業の運営・検討及び管理を行なう。

### (委員長)

**第11条** 委員長は、「委員会」を統括する。

2 委員長は、本会規程第2号第10条に基づき、委員会を開催する。

3 委員長は、委員会の委員を招集し、原則として2か月に1回委員会を開催する。運営については別に定める。

### (副委員長)

**第12条** 委員会に副委員長1名以上を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が理

事会で選任されるまでの間その職務を代行する。

(委員)

**第13条** 委員は、本会会員から委員長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 委員は別に定める各圏域から選出し、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地域における障害者福祉のエキスパートであること

(2) 障害者福祉におけるソーシャルワークの経験が概ね10年以上であること

(3) 同規程第3条(2)～(5)の事業を推進できる者

(委員の任期)

**第14条** 委員の任期は、2年間とし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任・補充)

**第15条** 委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員の三分の二以上の議決に基づき、解任を理事会に求めることができる。この場合、その委員に対し、書面又は口頭で議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えきれないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反又は運営委員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 委員の補充に関しては、委員長が選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

#### 第4章 連携協力体制

(連携協力体制)

**第16条** 障害者権利擁護センター運営事業の推進においては、山口県健康福祉部障害者支援課と常に連携し、障害者虐待対応に努める。

2 障害者権利擁護センター運営事業の推進においては、山口県弁護士会の高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会との連携に努め、弁護士及び社会福祉士によるチームで対応する。

(改廃)

**第17条** この規程を改廃する時には、本会理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、2012年8月19日から施行する。ただし、同規程第4条に関しては、2012年7月1日付けとする。なお、次期役員選出までの間は、副委員長が委員長の職務を代行する。

2 2013年2月13日改正。

3 2016年5月7日改正。

4 2025年2月1日改正。

【圏域及び運営委員】

	圏域	管轄市町
①	下関圏域	下関市
②	萩・長門圏域	萩市、長門市、阿武町
③	宇部圏域	宇部市、山陽小野田市
④	山口圏域	山口市、美祢市、防府市
⑤	周南圏域	周南市、下松市、光市
⑥	柳井圏域	柳井市、平生町、田布施町、周防大島町、上関町
⑦	岩国圏域	岩国市、和木町